

（高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置）

第13条 昭和46年12月31日以前に製作された自動車については、細目告示第20条第1項第2号、第98条第1項第2号及び第176条第1項第2号の規定のうち、「及び導管は」は「は、車体外に取り付けるものを除き」に読み替えて適用する。

2 平成17年3月30日以前に保安基準第56条第4項の規定により認定を受けた圧縮水素ガスを燃料とする自動車については、当該認定を受けている期間は、細目告示第20条第1項、第98条第1項及び第176条第1項の規定の適用については、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成17年国土交通省告示第386号）による改正にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成17年3月30日以前に保安基準第56条第4項の規定により認定を受けた圧縮水素ガスを燃料とする自動車については、当該認定を受けている期間は、細目告示第20条第3項及び第4項、第98条第3項及び第4項並びに第176条第3項及び第4項の規定は適用しない。

4 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第20条第1項及び第5項、第98条第1項及び第6項並びに第176条第1項及び第5項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成26年国土交通省告示第126号）による改正前の細目告示第20条第1項、第98条第1項及び第176条第1項の規定に適合するものであればよい。この場合において、ガス容器のガス容器試験若しくはガス容器再試験又はガス容器附属品のガス容器附属品試験若しくはガス容器附属品再試験に係る基準は、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和5年国土交通省告示第1048号）による改正前の細目告示第20条第5項第1号、第98条第6項第1号及び第176条第5項第1号の規定にかかわらず、別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」のうち当該ガス容器又は当該ガス容器附属品の種類に応じて適用される基準とする。

一 令和4年2月28日以前に製作された圧縮天然ガスを燃料とする自動車

二 令和4年3月1日から令和5年2月28日までに製作された圧縮天然ガスを燃料とする自動車であって、次に掲げるもの

イ 令和4年2月28日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和4年3月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和4年2月28日以前に指定を受けた型式指定自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和5年2月28日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

5 平成29年2月12日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車については、細目

告示第20条第3項及び第4項、第98条第3項及び第4項並びに第176条第3項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成26年国土交通省告示第126号）による改正前の細目告示第20条第3項及び第4項、第98条第3項及び第4項並びに第176条第3項の規定に適合するものであればよい。この場合において、ガス容器のガス容器試験若しくはガス容器再試験又はガス容器附属品のガス容器附属品試験若しくはガス容器附属品再試験に係る基準は、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和5年国土交通省告示第1048号）による改正前の細目告示第20条第3項第1号、第98条第3項第1号及び第176条第3項第1号に規定する基準にかかわらず、別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」のうち当該ガス容器又は当該ガス容器附属品の種類に応じて適用される基準とする。

6 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第20条第3項第4号及び第98条第3項第4号の規定は適用しないものとし、ガス容器のガス容器試験若しくはガス容器再試験又はガス容器附属品のガス容器附属品試験若しくはガス容器附属品再試験に係る基準は、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和5年国土交通省告示第1048号）による改正前の細目告示第20条第3項第1号、第98条第3項第1号及び第176条第3項第1号に規定する基準にかかわらず、別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」のうち当該ガス容器又は当該ガス容器附属品の種類に応じて適用される基準とする。

一 平成29年2月22日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車

二 平成29年2月22日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車以外の自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る。この号及び次号において同じ。）を自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取り外しその他これらに類する行為（以下「改造等」という。）により、圧縮水素ガスを燃料とする自動車とした自動車であって、当該改造等が行われた後、平成29年2月22日までに初めて新規検査、構造等変更検査又は予備検査を受けるもの

三 平成29年2月22日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車以外の自動車を改造等により、圧縮水素ガスを燃料とする自動車とした検査対象外軽自動車であって、平成29年2月22日までに当該改造等が行われるもの

7 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第20条第3項及び第98条第3項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成28年国土交通省告示第853号）による改正前の細目告示第20条第3項及び第98条第3項の規定に適合するものであればよい。この場合において、ガス容器のガス容器試験若しくはガス容器再試験又はガス容器附属品のガス容器附属品試験若しくはガス容器附属品再試験に係る基準は、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示

（令和5年国土交通省告示第1048号）による改正前の細目告示第20条第3項第1号、第98条第3項第1号及び第176条第3項第1号に規定する基準にかかわらず、別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」のうち当該ガス容器又は当該ガス容器附属品の種類に応じて適用される基準とする。

- 一 平成30年8月31日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。以下次号において同じ。）
 - 二 平成30年9月1日以降に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次に掲げるもの
 - イ 平成30年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 平成30年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成30年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類（動力用電源装置の種類に限る）、車枠並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値が同一であるもの
 - ハ 国土交通大臣が定める自動車
- 8 平成30年8月31日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車（乗車定員11人以上のもの及び車両総重量が2.8トンを超えるものに限る。）については、保安基準第17条第3項の規定並びに細目告示第20条第4項第3号、第98条第4項第3号及び第176条第4項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（平成28年国土交通省令第50号）による改正前の保安基準第17条第1項及び第3項の規定並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成28年国土交通省告示第853号）による改正前の細目告示第20条第3項、第98条第3項及び第176条第4項の規定に適合するものであればよい。
- 9 次の各号に掲げる自動車については、保安基準第17条第3項の規定並びに細目告示第20条第4項及び第98条第4項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（平成28年国土交通省令第50号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成28年国土交通省告示第853号）による改正前の保安基準第17条第3項の規定並びに細目告示第20条第4項及び第98条第4項の規定に適合するものであればよい。
- 一 令和5年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の圧縮水素ガスを燃料とする自動車（車両総重量2.8トン以下のものに限る。以下この項において同じ。）であって、輸入された自動車にあつては平成32年8月31日、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であつて、輸入された自動車以外のものにあつては平成30年8月31日）以前に製作された自動車
 - 二 令和5年9月1日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の圧縮水素ガスを燃料とする自動車であつて、輸入された自動車にあつては令和2年9月1日、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であつて、輸入された自動車以外のものにあつては平成

30年9月1日）以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ 令和5年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、輸入された自動車にあつては令和2年8月31日、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であって、輸入された自動車以外のものにあつては平成30年8月31日）以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和5年9月1日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、輸入された自動車にあつては令和2年9月1日、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であって、輸入された自動車以外のものにあつては平成30年9月1日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和5年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、輸入された自動車にあつては令和2年8月31日、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であって、輸入された自動車以外のものにあつては平成30年8月31日）以前に指定を受けた型式指定自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

10 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第20条第4項第4号及び第98条第4項第4号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成28年国土交通省告示第853号）による改正前の細目告示第20条第4項第2号及び第98条第4項第2号の規定に適合するものであればよい。

一 令和5年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量2.5トン以下のものに限る。以下この項において同じ。）にあつては平成30年8月31日）以前に製作された自動車

二 令和5年9月1日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあつては平成30年9月1日）から令和11年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ 令和5年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあつては平成30年8月31日）以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和5年9月1日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあつては平成30年9月1日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和5年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車にあつては平成30年8月31日）以前に指定を受けた型式指定自動車とオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

11 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第20条第4項第5号及び第98条第4項第5号の規定は適用しない。

一 平成30年6月14日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車

- 二 平成30年6月15日以降に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次に掲げるもの
- イ 平成30年6月14日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 平成30年6月15日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成30年6月14日以前に指定を受けた型式指定自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のポールとの側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
 - ハ 国土交通大臣が定める自動車
- 12 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第20条第4項第5号及び第98条第4項第5号中「協定規則第135号」とあるのは「協定規則第135号補足改訂版」と読み替えるものとする。
- 一 令和5年1月19日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車
 - 二 令和5年1月20日以降に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次に掲げるもの
- イ 令和5年1月19日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 令和5年1月20日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和5年1月19日以前に指定を受けた型式指定自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のポールとの側面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
 - ハ 国土交通大臣が定める自動車
- 13 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第20条第4項第1号及び第98条第4項第1号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成29年国土交通省告示第88号）による改正前の細目告示第20条第4項第1号及び第98条第4項第1号の規定に適合するものであればよい。
- 一 令和9年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の圧縮水素ガスを燃料とする自動車（車両総重量2.8トン以下のものに限る。以下この項において同じ。）にあっては令和2年8月31日）以前に製作された自動車
 - 二 令和9年9月1日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の圧縮水素ガスを燃料とする自動車にあっては令和2年9月1日）から令和11年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
- イ 令和9年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の圧縮水素ガスを燃料とする自動車にあっては令和2年8月31日）以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 令和9年9月1日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の圧縮水素ガスを燃料とする自動車にあっては令和2年9月1日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和9年8月31日（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の圧縮水素ガスを燃料とする自動車にあっては令和2年8月31日）以前に指定を受けた型式指定自動車

車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

14 次の各号に掲げる自動車については、細目告示第20条第5項第2号又は第6項第2号、第98条第6項第2号又は第7項第2号、第176条第5項第4号又は第6項第4号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成30年国土交通省告示第1175号）による改正前の細目告示第20条第5項第2号又は第6項第2号、第98条第6項第2号又は第7項第2号、第176条第5項第4号又は第6項第4号の規定に適合するものであればよい。この場合において、ガス容器のガス容器試験若しくはガス容器再試験又はガス容器附属品のガス容器附属品試験若しくはガス容器附属品再試験に係る基準は、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和5年国土交通省告示第1048号）による改正前の細目告示第20条第5項第1号、第98条第6項第1号及び第176条第5項第1号の規定にかかわらず、燃料の種別に応じ別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」又は別添133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及び容器附属品の技術基準」のうち当該ガス容器又は当該ガス容器附属品の種類に応じて適用される基準とする。また、これらの別添の規定の適用にあつては「協定規則第110号」を「協定規則第110号第2改訂版」と読み替えることができる。

一 令和5年8月31日以前に製作された圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車

二 令和5年9月1日以降に製作された圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車であつて、次に掲げるもの

イ 令和5年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和5年9月1日以降に新たに型式指定を受けた自動車であつて、令和5年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

15 平成31年1月1日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車については、細目告示第20条第3項、第98条第3項及び第176条第3項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成30年国土交通省告示第1395号）による改正前の細目告示第20条第3項、第98条第3項及び第176条第3項の規定に適合するものであればよいものとし、ガス容器のガス容器試験若しくはガス容器再試験又はガス容器附属品のガス容器附属品試験若しくはガス容器附属品再試験に係る基準は、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和5年国土交通省告示第1048号）による改正前の細目告示第20条第

3項第1号、第98条第3項第1号及び第176条第3項第1号に規定する基準にかかわらず、別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」のうち当該ガス容器又は当該ガス容器附属品の種類に応じて適用される基準とする。

16 次に掲げる自動車については、細目告示第20条第5項第2号又は第6項第2号、第98条第6項第2号又は第7項第2号及び第176条第5項第4号又は第6項第4号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第714号）による改正前の細目告示第20条第5項第2号又は第6項第2号、第98条第6項第2号又は第7項第2号及び第176条第5項第4号又は第6項第4号の規定に適合するものであればよい。この場合において、ガス容器のガス容器試験若しくはガス容器再試験又はガス容器附属品のガス容器附属品試験若しくはガス容器附属品再試験に係る基準は、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和5年国土交通省告示第1048号）による改正前の細目告示第20条第5項第1号、第98条第6項第1号及び第176条第5項第1号の規定にかかわらず、燃料の種類に応じ別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」又は別添133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」のうち当該ガス容器又は当該ガス容器附属品の種類に応じて適用される基準とする。また、これらの別添の規定の適用にあつては「協定規則第110号」を「協定規則第110号第3改訂版」と読み替えることができる。

- 一 令和7年8月31日以前に製作された圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車
- 二 令和7年9月1日から令和9年8月31日までに製作された圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車であつて、次に掲げるもの
 - イ 令和7年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 令和7年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和7年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値が同一であるもの
 - ハ 国土交通大臣が定める自動車
- 三 令和9年8月31日以前に発行された出荷検査証に係る圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車であつて、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

17 長さ2.50メートル、幅1.30メートル、高さ2.00メートルを超えない軽自動車であつて、最高速度60キロメートル毎時以下のもののうち、高速自動車国道等において運行しないもの（圧縮水素ガスを燃料とする自動車に限る。）については、当該自動車のガス容器、配管その他の水素ガスの流路にある装置の燃料漏れ防止に係る性能等に関し、保安基準第17条第3項の告示で定める基準は、当分の間、細目告示第20条第4項第1号、第3号及び

第4号の規定にかかわらず、次に掲げる基準とすることができる。

- 一 次に掲げる基準に適合すること。この場合において、協定規則第94号、協定規則第134号の規則7.2.及び協定規則第137号の規定の適用については、協定規則第94号の附則3の4.の規定中「56-0/+1km/h」とあるのは「40-0/+1km/h」と、協定規則第137号の附則3の4.の規定中「50-0/+1km/h」とあるのは「40-0/+1km/h」とそれぞれ読み替えるものとする。
 - イ 協定規則第94号の附則3の規則1.、3.及び4.に定める方法並びに協定規則第134号の附則5に定める方法により試験を行った結果、協定規則第134号の規則7.2.1.から7.2.3.までに定める基準に適合すること。
 - ロ 協定規則第134号の規則7.2.に定める基準に適合すること。
 - ハ 協定規則第137号の附則3に定める方法及び細目告示別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」3.1.2.4.及び3.1.2.6.から3.1.2.8.までに定める方法により試験を行った結果、協定規則第134号の規則7.2.1.から7.2.3.までに定める基準に適合すること。
 - 二 第15条第33項第2号に規定する標識を当該自動車の後面に見やすいように表示すること。ただし、既に当該標識を表示している場合は、この限りでない。
- 18 長さ2.50メートル、幅1.30メートル、高さ2.00メートルを超えない軽自動車であって、最高速度60キロメートル毎時以下のもののうち、高速自動車国道等において運行しないものについては、当分の間、細目告示第20条第4項第5号の規定は適用しなくてもよい。この場合においては、前項第2号の規定を準用する。
- 19 次に掲げる自動車（次項の自動車を除く。）については、保安基準第18条第2項の規定並びに細目告示第20条第4項第1号及び第98条第4項第1号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第100号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和2年国土交通省告示第1577号）による改正前の保安基準第18条第2項の規定並びに細目告示第20条第4項第1号及び第98条第4項第1号の規定に適合するものであればよい。
- 一 令和9年8月31日以前に製作された自動車
 - 二 令和9年9月1日から令和11年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - イ 令和9年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 令和9年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和9年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
 - ハ 国土交通大臣が定める自動車
 - 三 令和11年8月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査

証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

20 次の各号に掲げる自動車のいずれにも該当するものについては、保安基準第18条第2項の規定並びに細目告示第20条第4項第1号及び第98条第4項第1号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第100号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和2年国土交通省告示第1577号）による改正前の保安基準第18条第2項の規定並びに細目告示第20条第4項第1号及び第98条第4項第1号の規定に適合するものであればよい。

一 次のいずれかに該当する自動車

イ 貨物の運送の用に供する車両総重量が2.8トンを超え3.5トン以下である小型自動車であってボンネットを有しないもの（車枠と車体が一体の構造のものを除く。）

ロ イに掲げる自動車と、運転者室及び客室を取り囲む部分のうち運転者席より前方の構造が同一の普通自動車

二 次に掲げる自動車

イ 令和14年8月31日以前に製作された自動車

ロ 令和14年9月1日から令和16年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

(1) 令和14年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車

(2) 令和14年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

(3) 国土交通大臣が定める自動車

ハ 令和16年8月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

21 次に掲げる自動車については、細目告示第20条第4項第2号及び第98条第4項第2号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和2年国土交通省告示第1577号）による改正前の細目告示第20条第4項第2号及び第98条第4項第2号の規定に適合するものであればよい。

一 令和4年8月31日以前に製作された自動車

二 令和4年9月1日から令和6年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ 令和4年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和4年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和4年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と燃料タンクの基本構造、材質及び車体への

取付方法並びに燃料タンク周辺の燃料漏れ防止に係る基本車体構造が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和6年8月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

22 次に掲げる自動車については、細目告示第20条第4項第4号及び第98条第4項第4号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和2年国土交通省告示第1577号）による改正前の細目告示第20条第4項第4号及び第98条第4項第4号の規定に適合するものであればよい。

一 令和5年8月31日以前に製作された自動車

二 令和5年9月1日から令和11年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ 令和5年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和5年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和5年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車とオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和11年8月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

23 次に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5トンを超える自動車及びその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車に限る。以下この項において同じ。）については、細目告示第20条第3項第5号、第98条第3項第5号及び第176条第3項第3号の規定は適用しなくてもよい。

一 令和4年8月31日以前に製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車

二 令和4年9月1日から令和6年8月31日までに製作された圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって、次に掲げるもの

イ 令和4年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和4年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和4年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、車枠並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和6年8月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査

証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

- 24 次に掲げる自動車については、細目告示第20条第5項第2号又は第6項第2号、第98条第6項第2号又は第7項第2号及び第176条第5項第4号又は第6項第4号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和4年国土交通省告示第713号）による改正前の細目告示第20条第5項第2号又は第6項第2号、第98条第6項第2号又は第7項第2号及び第176条第5項第4号又は第6項第4号の規定に適合するものであればよい。この場合において、細目告示第20条第5項第2号又は第6項第2号、第98条第6項第2号又は第7項第2号及び第176条第5項第4号又は第6項第4号中「協定規則第110号」とあるのは「協定規則第110号第4改訂版補足第2改訂版」と読み替えるものとし、ガス容器のガス容器試験若しくはガス容器再試験又はガス容器附属品のガス容器附属品試験若しくはガス容器附属品再試験に係る基準は、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和5年国土交通省告示第1048号）による改正前の細目告示第20条第5項第1号、第98条第6項第1号及び第176条第5項第1号の規定に係らず、燃料の種類に応じ別添132「圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」又は別添133「液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」のうち当該ガス容器又は当該ガス容器附属品の種類に応じて適用される基準とする。また、これらの別添の規定の適用にあつては「協定規則第110号」を「協定規則第110号第4改訂版」又は「協定規則第110号第5改訂版」と読み替えることができる。
- 一 令和7年8月31日以前に製作された圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車
 - 二 令和7年9月1日から令和9年8月31日までに製作された圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車であつて、次に掲げるもの
 - イ 令和7年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 令和7年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和7年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値が同一であるもの
 - ハ 国土交通大臣が定める自動車
 - 三 令和9年8月31日以前に発行された出荷検査証に係る圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車であつて、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
- 25 自動車（令和5年12月20日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたものに限る。）については、細目告示第20条第3項、第5項又は第6項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和5年国

土交通省告示第1048号) による改正前の細目告示第20条第3項、第5項又は第6項の規定に適合するものであればよい。

26 次に掲げる圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）については、細目告示第20条第3項及び第4項、第98条第3項及び第4項並びに別添131「圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準」の規定中「協定規則第94号」とあるのは、「協定規則第94号第4改訂版補足第2改訂版」と、「協定規則第95号」とあるのは、「協定規則第95号第5改訂版補足第3改訂版」と、「協定規則第134号」とあるのは、「協定規則第134号改訂版補足第2改訂版」と、「協定規則第137号」とあるのは、「協定規則第137号第2改訂版補足第4改訂版」と読み替えることができる。

- 一 令和9年8月31日以前に製作された自動車
- 二 令和9年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - イ 令和9年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 令和9年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和9年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と各衝突性能が同一であるもの
 - ハ 国土交通大臣が定める自動車
- 三 令和9年8月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

27 次に掲げる圧縮水素ガスを燃料とする自動車（カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）については、細目告示別添131の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和7年国土交通省告示第12号）による改正前の細目告示別添131の規定に適合するものであればよい。

- 一 令和9年8月31日以前に製作された自動車
- 二 令和9年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - イ 令和9年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 令和9年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和9年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と各衝突性能が同一であるもの
 - ハ 国土交通大臣が定める自動車
- 三 令和9年8月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの